

## 宝塚市セーフティネットの構築に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人々が住み慣れた地域で孤立することなく、安心して暮らすことができる社会を実現するため、地域における多様な主体の協働によるセーフティネットの構築及びセーフティネット会議の円滑な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係団体等 住民、自治会等の市民団体、行政及び福祉・保健・医療等の関係機関をいう。
- (2) 行政機関等 行政及び福祉・保健・医療等の関係機関をいう。
- (3) 生活課題 公的制度だけでは解決が困難である生活上の課題をいう。
- (4) セーフティネット 生活課題を抱える人々を支援する協働の仕組みをいう。
- (5) セーフティネット会議 セーフティネットを構築するための会議をいう。

### (基本方針等)

- 第3条 すべての住民は、地域社会における生活の主体として、その意思が尊重される。
- 2 関係団体等は、セーフティネットの運用における役割を分担し、支え合い、相互の立場を尊重するとともに、生活課題を抱える住民にとって最も望ましい解決の実現に努めなければならない。
  - 3 セーフティネットの構築は、原則として、宝塚市地域福祉計画（宝塚市が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定した地域福祉の推進に関する計画をいう。）及び地域福祉推進計画（社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下「宝塚市社会福祉協議会」という。）が社会福祉法第109条に規定する社会福祉協議会の目的に基づき策定した地域福祉の推進に関する計画をいう。）に基づくものとする。
  - 4 セーフティネット会議は、宝塚市が設置し、宝塚市と宝塚市社会福祉協議会が共同で運営する。

### (行政機関等)

- 第4条 行政機関等は、生活課題の解決のために、それぞれの専門性を生かし、地域の特性に応じて連携するよう努める。
- 2 宝塚市地域福祉推進検討会（宝塚市が宝塚市地域福祉計画の進行管理を行うため、その関係部局で構成する会議をいう。）は、セーフティネット会議の活動を尊重し、宝塚市の地域福祉活動の推進及び宝塚市以外の行政機関等の活動への協力を行う。

### (地域における会議)

第5条 関係団体等は、地域の特性に応じ、住民に身近な自治会等の小エリア（以下「小エリア」という。）及び小学校区の中エリア（以下「中エリア」という。）で生活課題を

協議し、これらのエリアの特性に応じた活動を行う。

- 2 関係団体等は、必要に応じ、市内の7ブロックごとの大エリア（以下「大エリア」という。）で協議する会議を設置し、大エリアの特性に応じた活動を行う。
- 3 宝塚市社会福祉協議会は、前2項の地域における会議の内容を総括し、セーフティネット会議に連絡するなどの支援を行う。

（セーフティネット会議）

第6条 セーフティネット会議は、小エリア、中エリア及び大エリアで生活課題を協議し、その解決策を提示することにより、地域を支援することを目的とする。

- 2 セーフティネット会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 生活課題に係る全市的なセーフティネットの構築に関すること。
  - (2) 関係団体等の総合調整に関すること。
  - (3) 生活課題に係る解決の方向性又は方策を示すこと。
  - (4) その他セーフティネット会議の目的を達成するために必要な事項

（セーフティネット会議の組織）

第7条 セーフティネット会議は、次の各号に掲げる者（以下「会議メンバー」という。）をもって構成する。

- (1) 別表に定める市民団体・関係機関等から推薦された者 各1人
- (2) 知識経験者で地域福祉に専門性を有する者 1人
- 2 セーフティネット会議に会長を置き、会長には、前項第2号に規定する者を充てる。

（セーフティネット会議の開催）

第8条 セーフティネット会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した会議メンバー全員の合意を得るよう努める。
- 3 セーフティネット会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、会議メンバー以外の者に会議の出席を求め、意見を聴き、資料の提供を求めることができる。
- 4 会議の開催回数は、年1回以上とする。
- 5 会長は、特定のテーマを実務的又は専門的視点から協議するため、必要に応じて関係団体等の参加を呼びかけ、関係団体等の実務担当者によるワーキングチームを設置することができる。

（セーフティネット会議の事務局）

第9条 セーフティネット会議の事務局は、宝塚市地域福祉課及び宝塚市社会福祉協議会が共同で設置する。

- 2 セーフティネット会議の事務局は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 生活課題に係る論点を整理すること。
  - (2) セーフティネット会議の議題に係る資料を作成すること。
  - (3) ワーキングチームの調整に関すること。
  - (4) その他セーフティネット会議の目的を達成するために必要な事項

(秘密の保持)

第10条 会議メンバー(第8条第3項の規定による出席者及びワーキングチームの構成員を含む。)は、会議で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

(宝塚市社会福祉協議会の承認)

2 宝塚市は、この要綱の施行に際し、その内容に関し、あらかじめ宝塚市社会福祉協議会の承認を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

別表（第7条関係）

市民団体・関係 機関	宝塚市自治会連合会 宝塚市自治会ネットワーク会議 宝塚市民生委員・児童委員連合会 宝塚市老人クラブ連合会 宝塚市まちづくり協議会 宝塚市身体障害者福祉団体連合会 宝塚市介護保険事業者協会 宝塚市社会福祉法人連絡協議会 こむ1会 宝塚市社会福祉協議会
県の関係機関	宝塚警察署 生活安全課 宝塚健康福祉事務所 地域保健課
市関係部局	市民交流部 市民協働推進課 総務部 人権男女共同参画課 健康福祉部 高齢福祉課 健康福祉部 地域福祉課 健康福祉部 介護保険課 健康福祉部 健康推進課 健康福祉部 障害福祉課 健康福祉部 生活援護課 健康福祉部 せいかつ支援課 子ども未来部 子ども政策課 子ども未来部 子育て支援課 子ども未来部 子ども家庭支援センター 子ども未来部 保育事業課 教育委員会学校教育部 学校教育課 教育委員会社会教育部 社会教育課